

「国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正案」
「自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示等の表示方法を定める告示の一部改正案」
に対していただいた主なご意見と国土交通省の考え方

	いただいたご意見の概要	国土交通省の考え方
1	<p>代行運転自動車に係る車両保険・車両共済への加入の義務付けは、車両保険制度が自動車運転代行業法により国土交通省令に委任した「損害を賠償する措置」ではないことから、法律の委任に違反する省令による措置ではないか。</p>	<p>今般、新たに加えることを義務付けることとした代行運転自動車に係る車両保険・車両共済は、車両所有者が加入する損害保険・損害共済としての性質を有するものではなく、代行運転事業者が加入する責任保険・責任共済としての性質を有するものです。そのため、代行運転自動車に係る車両保険・車両共済への加入義務付け措置は、これまで法の委任によって省令に規定されていた措置と同じ範疇の措置であり、法の委任を逸脱する措置ではありません。</p> <p>なお、保険商品・共済商品が、実質的に代行運転事業者に損害賠償責任が生じたことによる損失をてん補するものであれば、当該商品は責任保険・責任共済にあたるかと考えております。</p>
2	<p>利用者保護を図る目的で損害賠償措置を義務づけるのは理解できるが、自動車運転代行業に関する損害賠償措置の基準のひとつである「自動車運転代行業者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと」という基準を、今般新たに加える義務づける車両保険・車両共済については適用しないこととすると、本改正の目的が没却されるのではないか。</p>	<p>現在、自動車運転代行業に関する損害賠償措置の基準のひとつである「自動車運転代行業者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと」という基準に適合する車両保険商品・車両共済商品はございませんが、そうした状況の中、車両共済金の支払い実績が多数にのぼっていることを鑑みれば、当該基準を適用除外としても、車両保険・車両共済への加入義務付け措置を行うことにより、利用者利便の向上が十分図られるものと考えております。</p> <p>また、自動車運転代行業者の無免許運転や飲酒運転などの法令違反が原因の事故に対して保険金・共済金を支払うこととする保険・共済商品への加入を義務付けることになると、モラルリスクの回避の観点から、損保会社等が引受けにあたりさらに慎重となることが予想され、かえって義務付けの意義を失ってしまうおそれがあると考えられます。</p>
3	<p>顧客の車両の損害について、「自動車運転代行業者の法令違反の場合は免責」という条件の保険又は共済商品しか認めないのであれば、必然的にごく一部の保険会社又は共済組合でしか引き受けられないことになり、一部の事業者への利益誘導となるのではないか。</p>	<p>なお、本改正における措置は、各損害保険会社及び共済協同組合において、代行運転事業者の法令違反による事故に起因する代行運転自動車の損害を賠償することによって生ずる損失についても補償の対象とする商品を取扱うことを妨げるものではありません。</p>
4	<p>「車両保険・共済」の意味がわかりづらい。また、この表現では、一部の共済組合だけが、新たに義務付けられる損害賠償措置の引き受けが可能であるかのような印象を与える。</p>	<p>今般、加入を義務づける代行運転自動車に係る車両保険・車両共済は、自動車運転代行業者の代行運転自動車（顧客の自動車）の運行により、当該車両に発生した損害を賠償するためのものであり、一般的に自動車の所有者等が加入する車両保険等とはその性格が異なるものです。</p> <p>また、今般、加入を義務づける代行運転自動車に係る車両保険・車両共済は、いずれの損害保険会社及び共済協同組合においても取り扱うことが可能であることは言うまでもなく、一部の共済だけが引き受け可能とするようなものではありません。</p> <p>表現の簡素化を図る上で「車両保険・共済」と記述いたしましたが、法令上は保険に関する規定と共済に関する規定とを書き分けております。</p>

	いただいたご意見の概要	国土交通省の考え方
5	<p>代行運転自動車に係る車両保険・車両共済の加入を義務付けることには賛成であるが、補償額が200万円では不十分ではないか。</p>	<p>今般、加入を義務づける代行運転自動車に係る車両保険・車両共済については、代行運転事業者の保険料や共済掛金を支払う負担を過度に増大させることは適切でないため、他に最低保障限度額を定めている制度も参考にした結果、その最低補償限度額を200万円といたします。</p>
6	<p>今回の改正は保険会社・共済組合に引受義務を課すものではないか(施行の時点ですでに契約済かつ車両保険・車両共済未加入の契約の取扱いについても同様か)。保険会社・共済組合としては実際のリスクを勘案して引受可否を判断する、という理解でよいか。</p>	<p>保険会社や共済組合に対して引き受け義務を課すものではありません。 今般の車両保険・車両共済の義務付けの趣旨を十分理解していただき、引受可否の判断にあたりましては、適正な審査を行った上で対応されるよう、ご協力をお願いいたします。</p>
7	<p>適正な車両保険金・車両共済金支払いの観点から、車両点検カード等による顧客車両の事前確認(損傷箇所の確認)の徹底を代行業者に図っていただくことは可能か。</p>	<p>そのような措置は契約当事者間で自主的になされるべきものと考えております。</p>
8	<p>既存事業者に対して1年の経過措置を置くことは可能か(通常、自動車保険や自動車共済は1年ごとに更改を迎えるため。)</p>	<p>今般の代行運転自動車に係る車両保険・車両共済の加入義務付けについては、利用者の利便性・安心感の向上を図り、ひいては安全で良質な運転代行サービスを提供するための施策のひとつとして講ずる措置ですので、既存の自動車運転代行業者を含めてできる限り早期に講ぜられる必要があります。こうしたことから、本改正による新たな車両保険・車両共済への加入義務づけ措置は、既存事業者に対しても平成20年10月1日から適用することとし、当該措置が既存事業者に対して不当に不利益とならないよう、施行まで十分な周知期間を置いているところです。</p>
9	<p>車両保険契約・車両共済契約については施行日や保険・共済の開始直前でなく、少なくとも例えば保険又は共済の開始1ヶ月前までには申込を行うよう、代行業者に徹底を図っていただくことは可能か(保険会社や共済組合が実際のリスクを勘案して引受可否を判断するには一定の期間を要するため。)</p>	<p>自動車運転代行業者に対して十分な期間をもって損害保険会社及び共済協同組合に相談するよう要請することを検討しています。 なお、損害保険会社及び共済協同組合におかれましては、傘下会員、契約運転代行業者等に対して周知されまよう、ご理解、ご協力方お願いいたします。</p>
10	<p>利用者保護を強化するのであれば、運転代行業の認定を受けた後、保険契約等を解約するなどの損害賠償措置義務違反を行っている代行運転事業者の取締りを強化するべきではないか。</p>	<p>途中で保険契約等を解約し、無保険状態で営業を行っているなど、法令で定められた損害賠償措置を講じていない自動車運転代行業者においては、自動車運転代行業法第12条の規定に違反していることから、これまでも、警察庁と協力して、自動車運転代行業者の取締りや指導監督を行って参りました。今後とも、自動車運転代行業者の取締りや指導監督を強化していくこととしています。 なお、国土交通省及び警察庁においては、この5月20日に、各地方運輸局等及び都道府県警察等に対して、自動車代行運転業者の取締りや指導監督を強化するよう通達したところです。</p>